

## 社会福祉法人 美馬市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年8月1日～令和4年7月31日までの 3年間
2. 内容

**目標1：年次有給休暇の取得促進、取得率向上に努める。**

〈対策〉

令和元年 8月～年次有給休暇の取得状況について実態を把握

令和元年 9月～管理者研修

令和元年10月～導入、振替休日の早期取得により年次有給休暇の取得率を向上させる

**目標2： 時間外労働の削減**

〈対策〉

令和元年 8月～所定外労働の現状把握

令和元年 9月～管理者研修

令和元年10月～管理者による時間外労働時間の管理強化と職員指導

I C T導入等 時間外労働時間削減について検討する。